



## 公告 第583号

令和6年1月9日

川崎汽船健康保険組合  
理事長 玉置 伸哉



### 令和6年度における標準報酬月額上限額の公告

このたび、任意継続被保険者の令和6年度標準報酬月額の上限額について、健康保険法第47条の規定により 560,000円(32等級)と決定しましたので公告します。

記

令和6年3月までの上限限度額	530,000円(31等級)
令和6年4月からの上限限度額	560,000円(32等級)

以上